## 導入した「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票

I 導入した「雇用労務責任者の選任」		
① 雇用労務責任者が就業環境整備計画期間中において全ての外国人労働者 □ はい と3か月ごとに1回以上の面談を行い、その結果を書面により作成した。	/ 🗆 (	いた
② 外国人労働者が労働基準法その他の労働に関する法令(最低賃金法、労働		
安全衛生法等) 違反を受けた場合に相談できる関係行政機関(労働基準監 □ はい	· / 🗆 l	いいえ
	· / 🗀 V	. V . X
③ 雇用労務責任者の外国人労働者に対する周知日	 年	月 日
④ 作用の務負は4の外国人の関右に対する同知日 ④ 外国人労働者に対する雇用労務責任者の周知方法	+	Л
□ 社内掲示板 □ メール等の電磁的方法 □ 回覧 □ 会議の開催 □ その他	(	)
⑤ 雇用労務責任者と外国人労働者との1回目の面談日		
● 作用力物負任在と外国人力関右との1回日の面談日	+	Л
Ⅱ 導入した「就業規則等の社内規程の多言語化」		
① 就業規則等の社内規程の多言語化が不要な外国人労働者について		
□多言語化が不要な外国人労働者がいた(□1名以上 □ 全員) □ 多言語化が不要な外国	人労働者はい	なかった
② 全ての事業所における多言語化した就業規則等の社内規程の種類	計画期間中	計画期間前
就業規則(労働基準法第 89 条)		
※ 事業所の規模にかかわらず、いずれか一方は作成している必要があります。 労働協約(労働組合法第 14 条)		
労働条件通知書(労働基準法第 15 条)		
雇用契約書(労働契約法第4条)		
時間外及び休日労働に関する労使協定(36 協定)(労働基準法第 36 条)		
賃金控除に関する労使協定(労働基準法第24条)		
1か月単位の変形労働時間制に関する労使協定・就業規則に準ずるもの		
(労働基準法第32条の2)		
フレックスタイム制に関する労使協定(労働基準法第32条の3)		
1年単位の変形労働時間制に関する労使協定(労働基準法第32条の4)		
1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関する労使協定(労働基準法第32条の5)		
一斉休憩の適用除外に関する労使協定(労働基準法第34条)		
月 60 時間超に係る割増賃金を代替休暇とする労使協定(労働基準法第 37 条)		
事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定(労働基準法第38条の2)		
専門業務型裁量労働制に関する労使協定(労働基準法第38条の3)		
企画業務型裁量労働制に関する労使委員会の決議(労働基準法第38条の4)		
労使協定に代わる労使委員会の決議(労働基準法第38条の4)		
年次有給休暇の時間単位付与に関する労使協定(労働基準法第39条)		
年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定(労働基準法第39条)		
年次有給休暇の賃金を標準報酬日額とする労使協定(労働基準法第39条)		
高度プロフェッショナル制度に関する労使委員会の決議(労働基準法第41条の2)		
労使協定に代わる労働時間等設定改善委員会・労働時間等設定改善企業委員会の決議		
(労働時間等設定改善法第7条・第7条の2)		
育児休業、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置の適用除外に関する労使協定		
(育児・介護休業法第6条、第16条の8、第16条の9、第23条)		
介護休業の適用除外に関する労使協定(育児・介護休業法第12条)		
子の看護休暇、介護休暇の適用除外に関する労使協定		
(育児・介護休業法第 16 条の 3 、第 16 条の 6)		
高齢者の継続雇用に関する労使協定(高年齢者雇用安定法第9条)		
寄宿舎規則(労働基準法第95条)		
③ 多言語化した就業規則等の社内規程が完成した日(納品日)	<u>」                                    </u>	
④ 外国人労働者に対する多言語化した就業規則等の社内規程の周知方法(多言語化しない場合	<u>'</u>	
□ 社内掲示板 □ メール等の電磁的方法 □ 回覧 □ 会議の開催 □ その他		)
⑤ 多言語化した就業規則等の社内規程の周知日(多言語化しない場合も周知は実施)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

## 【記入上の注意】

< I	道入	1.7-	「雇用労務責任者の選任」	>
_ I	T-/	. 0/-		

- 1 ①欄は、「□ はい / □ いいえ」のいずれかに「 $\checkmark$ 」してください。「いいえ」の場合、本助成金の支給を受けることができません。
- 2 ②欄は、「 $\square$  はい /  $\square$  いいえ」のいずれかに「 $\checkmark$ 」してください。「いいえ」の場合、本助成金の支給を受けることができません。
- 3 ③欄は、選任した雇用労務責任者について外国人労働者へ周知した日を記入してください。 なお、雇用労務責任者を複数選任した場合は、最も遅い者に係る周知日を記入してください。
- 4 ④欄は、雇用労務責任者を外国人労働者に対して周知した方法に「✔」してください。「□ その他 ( )」に「✔」する場合は、「( )」に周知した方法を具体的に記入してください。
- 5 ⑤欄は雇用労務責任者と外国人労働者との1回目の面談日を記入してください。 なお、実際に面談を行った外国人労働者が複数人にわたる場合は、1回目の面談が最も遅く行われた 外国人労働者との面談日を記入してください。
  - ※ 雇用労務責任者による面談結果一覧表 (様式 a-6号 別紙3) の内容と相違がないようにしてください。

## <Ⅱ 導入した「就業規則等の社内規程の多言語化」>

- 1 ①欄は、就業規則等の社内規程の多言語化を不要とする外国人労働者がいた場合には「多言語化が不要な外国人労働者がいた」に「✔」のうえ、1人以上いた場合には「1名以上」に、全員について多言語化が不要だった場合には「全員」に「✔」してください。これらの場合は、申立書(支給申請時)(例示様式④)の提出が必要となります。多言語化を不要とする外国人労働者がいなかった場合には「多言語化が不要な外国人労働者はいなかった」に「✔」してください。
- 2 ②欄は、多言語化した就業規則等の社内規程について、就労環境整備計画期間中に多言語化したものについては「計画期間中」欄に、就労環境整備計画書提出前に多言語化していたものについては「計画期間前」欄に「✔」してください。

なお、就労環境整備計画書において多言語化するとした就業規則等の社内規程を全て多言語化していない 場合、本助成金は支給されません。

- 3 ③欄は、多言語化した就業規則等の社内規程が完成した日を記入してください。
- なお、多言語化した言語の種類が複数にわたる場合等は、最も遅い完成日(納品日)を記入してください。②「計画期間中」欄に「✔」がある場合は、③欄は⑤欄と同様に記載してください。①「多言語化が不要な外国人労働者がいた」及び「全員」欄に「✔」しており、かつ、全ての外国人労働者について社内マニュアル・標識類等の多言語化の対応をしなかった場合に限り、③欄は空欄としてください。
- 4 ④欄は、多言語化した就業規則等の社内規程を外国人労働者に対して周知した方法に「✔」してください。「□ その他 ( )」に「✔」する場合は、「( )」に周知した方法を具体的に記入してください。なお、①欄の「多言語化が不要な外国人労働者がいた」に「✔」した場合であっても、日本語での就業規則等の社内規程の周知は実施してください。周知を実施しない場合、本助成金の支給を受けることができません。
- 5 ⑤欄は、多言語化した就業規則等の社内規程の周知が完了した日を記入してください。 ①欄の「多言語化が不要な外国人労働者がいた」に「✔」した場合、日本語での就業規則等の社内規程の周 知日を記入してください。周知を実施しない場合、本助成金の支給を受けることができません。